

一般社団法人岩手県歯科衛生士会定款

平成22年12月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県歯科衛生士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

(支部)

第3条 本会は、必要な地に支部をおくことができるものとし、その詳細は理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚を図るとともに、地域社会の歯科衛生の向上に寄与し、もって地域住民の健康と福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関する事業
- (2) 歯科衛生の普及啓発及び広報活動に関する事業
- (3) 地域住民の口腔機能の維持増進に関する事業
- (4) 歯科衛生の調査研究に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第6条 会員は、歯科衛生士法(昭和23年法律204号)第3条の規定による厚生労働大臣の歯科衛生士免許を受けている者で、住所又は勤務地を岩手県内に有する者でなければならない。入会手続き等は、会員規程に定める。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 学生会員は本会の目的及び活動に賛同した歯科衛生士養成課程の在籍者とする。入会手続き等は、学生会員規程に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 本会に入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 会員及び学生会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、所定の入会金、会費、及び負担金等（以下、会費等という）を、入会時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その総会開催日の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に規定する会費等の納入を、支払期限を過ぎて6ヶ月以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき
- (4) 本会が解散したとき

2 前項により会員資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 会員資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 第 39 条第 1 項に掲げる事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において総会に付議した事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、第 19 条に定める書面による議決権の行使の場合には、開催日の 2 週間前までに書面をもって通知を発しなければならない。
- 3 総会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長・副議長)

第 16 条 総会の議長及び副議長は、各 1 名ずつ、総会のつど出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は議決に加わることができる総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議決権の代理行使及び書面による議決権の行使)

第 19 条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任する、又は予め通知された事項について書面によって議決することができる。

2 前項の場合、第 18 条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、理事会の決議を経て別に定める方法により、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第 28 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項に規定される役員賠償責任について、役員が職務を執行するに当たり、善意でかつ重大な過失が無い限りにおいて、理事会の決議により、当該賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 29 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

5 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (5) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、事業年度内に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、開催しなければならない。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、決議に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 38 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会に報告するものとする。ただし、これを変更したときは、直近の総会又は直近に発行する機関誌等により、その変更事項を会員に報告しなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については

その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の総会終結後、法令の定めるところにより、速やかに貸借対照表を公告するものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（解散）

第41条 本会は、法人法で定められた事由による他、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

（剰余金の処分制限）

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第43条 本会が解散等により、清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

（委員会）

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の決議により、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の種類、任務及び運営に関しては、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 46 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の構成、職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事である会長は佐藤美津子、業務執行理事である副会長は高橋光恵及び 晴山婦美子、業務執行理事である専務理事は浪岡多津子とする。

3 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款は、平成 26 年 5 月 18 日から施行する

5 この定款は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する